

北九州市立大学学友会規約

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
 - 第2章 会員の権利及び義務（第7条・第8条）
 - 第3章 議決機関
 - 第1節 学生大会（第9条 - 第17条）
 - 第2節 中央委員会（第18条 - 第24条）
 - 第3節 サークル代表委員会（第25条 - 第30条）
 - 第4章 中央執行委員会（第31条 - 第38条）
 - 第5章 特別委員会（第39条 - 第43条）
 - 第6章 体育会・文化会（第44条 - 第48条）
 - 第7章 附属機関
 - 第1節 総則（第49条 - 第51条）
 - 第2節 大学祭実行委員会（第52条 - 第54条）
 - 第3節 新聞会（第55条 - 第66条）
 - 第8章 学部（学群）別自治会（第67条 - 第70条）
 - 第9章 クラス会（第71条 - 第74条）
 - 第10章 規約改正（第75条）
 - 第11章 補則（第76条 - 第84条）
- 附則

第1章 総則

第1条（名称及び所在） 本会の名称は北九州市立大学学友会とし、執行機関を北九州市立大学内に置く。

第2条（目的） 本会は北九州市立大学学生の自治により学問の自由を確保し、学園の民主化を期し会員の相互の親睦と学園生活の向上充実を図ることを目的とする。

第3条（会員） 本会は、北九州市立大学の北方キャンパスに在籍する学生および地域創生学群の学生をもってこれを構成する。

第4条（組織） 本会の目的を達成するため、次に掲げる機関を置く。

- (1) 学生大会（第3章第1節）
- (2) サークル代表委員会（第3章第3節）
- (3) 中央執行委員会（第4章）
- (4) 特別委員会（第5章）
- (5) 体育会・文化会（第6章）
- (6) 附属機関（第7章）
- (7) 学部（学群）別自治会（第8章）
- (8) クラス会（第9章）

第5条（運営の原則） ① 本会の機関及び会員は、規約、規則、細則及び議決機関の議決を遵守する。

② 規約に基づく手続きなしに会員の権利及び義務の与奪を行なってはならない。

第6条（予算管理団体） ① 学友会より予算を分配されている団体を予算管理団体とし、適正な予算執行のために以下の義務を有する。

- (1) 予算管理責任者を設置する義務
- (2) 監査を受ける義務

② 予算管理団体に関する規定を別に定める。

第2章 会員の権利及び義務

第7条（会費） 会員は、所定の会費を納入することによって、均等なる扱いを受ける。会費は、入会金1,000円とし、入会金・新聞会費を除く学友会費を25,600円とする。ただし、地域創生学群のうち夜間特別枠の学生は、入会金・新聞会費を除く学友会費を14,000円とする。

第8条（会員の権利及び義務） 会員は、次の各号に掲げる権利及び義務を有する。ただし、休学及び停学した場合は、第1号及び第2号の権利を有しない。

- (1) 中央執行委員会委員長（以下「執行委員長」という。）、同副委員長及び同書記長選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) クラス会役員選挙の選挙権及び被選挙権
- (3) 議事を傍聴する権利
- (4) 議事において発言する権利 ただし、議長の許可が無い場合、もしくはその会の出席者の4分の3以上の反対がある場合はその限りではない。
- (5) 規約に定められる機関及びサークルに属し、活動をする権利
- (6) 各機関の役員よりその属する機関について、業務に支障のない限り活動に関して報告を求め、かつ、批判する権利

第3章 議決機関

第1節 学生大会

第9条（学生大会の地位） 学生大会は、本会の最高議決機関である。

第10条（学生大会の種類） ① 学生大会には、定期大会と臨時大会がある。

② 定期大会は、各年度各期に開催しなければならない。

③ 臨時大会は、次に掲げる場合、開催される。

- (1) （削除）
- (2) 中央執行委員会が必要と認めた場合
- (3) 会員の5分の1以上の連署要求があった場合

第11条（学生大会の任務） 学生大会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 中央執行委員会執行委員の不信任
- (2) 予算の議決
- (3) 学友会規約の改正及び修正
- (4) 各機関の規約、選挙規約及び規則の制定及び改廃
- (5) 学友会の活動方針の決定
- (6) 特別委員会及び附属機関の設置
- (7) 各種承認
 - ① 決算及び各種会計報告
 - ② 学外団体への加入・脱退
 - ③ 本会以外の学内団体（同窓会、後援会等）との協約
 - ④ 学友会機関の活動報告
- (10) 中央執行委員会が重要と認めた事項
- (11) 新聞会及び学部(学群)自治会の準備室の設置又は改廃に関する事項
- (12) その他、規則等で定める任務

第12条（学生大会の構成員） 学生大会は休学及び停学の会員を除くすべての会員をもって構成する。

第13条（学生大会の成立数及び可決数） 学生大会は、特別の定めがある場合を除き、4分の1以上の出席をもって成立し、その表決は、出席数の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

第14条（委任状） 学生大会の委任状は成立数の3分の1を超えてはならない。

第15条（学生大会に代わる全学投票） ① 議長が学生大会続行を不可能と判断した場

合、会員の直接投票により学生大会の議決に代えることができる。ただし、この投票の成立数は、休学及び停学の会員を除く会員の3分の1以上とし、有効投票総数の過半数によって決議されるものとする。

② 中央執行委員会が臨時学生大会の開催を困難と判断した場合、前項に準じて、学生大会に代わる全学投票を行うことができる。

第16条（学生大会開催の告示） 中央執行委員会は、大会開催の7日前までに学生大会の予定議題、日時及び場所を告示しなければならない。ただし、臨時大会はこの限りではない。

第17条（大学当局との取極め） すべての大学当局との取極めは、原則として事前に学生大会で報告し、承認を得なければならない。承認を得られなかった場合は、いかなる場合も無効となる。

第2節 第18条から第24条まで【中央委員会に関する規定】削除

第3節 サークル代表委員会

第25条（サークル代表委員会の地位） サークル代表委員会は、サークルに関する諸事項を審議するための議決機関であり、体育会及び文化会にそれぞれ設置する。

第26条（サークル代表委員会の種類） サークル代表委員会には以下の種類がある。

- (1) 体育会班代表者会議
- (2) 文化会代表委員会

第27条（サークル代表委員会の任務） サークル代表委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 各会の会長の選出
- (2) 構成団体の予算案査定
- (3) 各会におけるサークルの設置案及び廃止案を文化会総会又は体育会総務へ提出すること
- (4) 中央執行委員会の諮問に応ずること
- (5) その他、各会規約及び規則で定められた任務

第28条（サークル代表委員会の構成員） サークル代表委員会は、次に掲げる議員をもって構成する。

- (1) 各会の会長
- (2) 各会に所属する公認サークルの代表
- (3) 各会規約で規定された者

第29条（議決の制限） サークル代表委員会は学生大会の議決に反して議決を行なうことはできない。

第30条（議決の相違） サークル代表委員会の議決が学生大会の議決と異なった場合、サークル代表委員会の議決は無効となる。

第4章 中央執行委員会

第31条（中央執行委員会の地位） 中央執行委員会は、本会の最高執行機関であり、本会を代表する機関である。

第32条（中央執行委員会の任務） 中央執行委員会の任務は以下のとおりである。

- (1) 議決機関議決事項の執行
- (2) 予算執行の監督
- (3) 学友会活動の計画・運営
- (4) 大学当局との交渉及び渉外活動
- (5) 学友会活動の助成発展を図る活動
- (6) 予算案の決定
- (7) その他、学友会活動に必要な事項

第33条（中央執行委員会の権限） 中央執行委員会は任務遂行のため、以下の権限を有する。

- (1) 議決機関への議案提出権
- (2) 執行に関する細則の制定・改廃
- (3) 附属機関の設置
- (4) 学生大会の招集
- (5) その他、規則等で定める権限

第34条（中央執行委員会の役員） ① 中央執行委員会の役員として、次に掲げる執行委員を置く。

- (1) 委員長（1名）
 - (2) 副委員長（2名）
 - (3) 書記長（1名）
 - (4) 専門委員（5名以内）
- ② 正副委員長及び書記長は、別に定める選挙規約に従い、同時に選出され、その任期は約1ヵ年間とし、解散学生大会の翌日に始まる
- ③ 専門委員は、正副委員長の合意に基づき、任免される。
- ④ 執行委員は、中央執行委員会の任務について、連帯して責任を負う。
- ⑤ 委員長は、本会を代表し、会員の総意に基づき本会の運営、その他一切の会務を掌握する。
- ⑥ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時、あらかじめ定められた順位に従い、委員長の職務を代行する。
- ⑦ 書記長は、委員長を補佐し、書記局を統轄し、中央執行委員会の事務について責任を負う。
- ⑧ 専門委員は、委員長を補佐し、中央執行委員会の任務を分担管理する。

第35条（削除）

第36条（執行会議） 中央執行委員会がその職権を行うのは、執行委員からなる執行会議によるものとする。

第37条（書記局） 中央執行委員会の事務を助けるため、書記局を置く。

第38条（中央執行委員会規約） 中央執行委員会に関する規約を別に定める。

第5章 特別委員会

第39条（特別委員会の地位） 特別委員会は公正な学友会活動のために、独立して任務を遂行する機関である。

第40条（特別委員会の種類） 特別委員会は、次のとおりである。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 会計監査委員会
- (3) 第11条第8号に基づく特別委員会

第41条（選挙管理委員会） 選挙管理委員会は、学友会の役員を選出する全学選挙の運営及び議決機関の運営の補助を公明正大かつ円滑に行い、その結果を必ず会員に報告しなければならない。

第42条（会計監査委員会） 会計監査委員会は、学友会財政全般にわたって監査し、その結果を、中央執行委員会及び定期学生大会に報告しなければならない。

第43条（特別委員会規約） 特別委員会に関する規約をそれぞれ定める。

第6章 体育会・文化会

第44条（体育会及び文化会の地位） 本会の発展と会員の質的向上のために、体育会及び文化会を置く。

第45条（体育会及び文化会の構成） 体育会及び文化会は、体育会総務又は文化会総務で定める公認サークルで構成される。

第46条（体育会会長及び文化会会長の任務） ① 体育会及び文化会に、それぞれ会長を置く。

② 会長は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 各会を代表し、会務及び所属サークルを統括すること
- (2) 代表委員会を招集すること
- (3) 各会構成団体予算案を決定すること
- (4) その他、各会規約等において定められた任務を行うこと

第47条（体育会会長及び文化会会長の選出） 会長は、各会の定める規則に従い選出される。

第48条（体育会規約及び文化会規約） 体育会及び文化会に関する規約をそれぞれ定める。

第7章 附属機関

第1節 総則

第49条（附属機関の地位） 各機関は学友会の諸活動の発展のために附属機関を設置することができる。

第50条（附属機関の種類） ① 学生大会の附属機関は、次のとおりである。

- (1) 大学祭実行委員会
- (2) 新聞会
- (3) 第11条第8号に基づく附属機関

② 中央執行委員会の附属機関は、次のとおりである。

- (1) 應援団
- (2) 第33条第3号に基づく附属機関

第51条（附属機関の規約） 附属機関に関する規約を別に定める。

第2節 大学祭実行委員会

第52条（大学祭実行委員会の地位） 学生の自主活動の成果を発表する場を設け、また普段の研究成果を地域社会に還元するための大学祭運営を中心とする種々の活動を行う機関である。

第53条（大学祭実行委員会の役員を選出） ① 大学祭実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 実行委員長
- (2) 副実行委員長
- (3) 事務局長

② 大学祭実行委員会の役員は、別に定める選挙規約に従い、選出される。

第54条（大学祭実行委員会規約） 大学祭実行委員会に関する規約を別に定める。

第3節 新聞会

第55条（新聞会の地位） 平和と民主主義を守り、よりよき学園生活、学問、文化の発展のため新聞発行を中心とする種々の活動を行う機関である。

第56条（新聞会の構成及び会員の取り扱い） ① 本会は北九州大学学生をもって之を構成する。

② 本学学生は入学と同時に本会の会員となり、所定の会費を納入し、新聞業務に均等なる取扱いを受ける。

第57条（新聞会の総会） 定例総会は年1回を原則とし、学友会定期学生大会と兼ねる。ただし、新聞発行の後に紙面反省会をひらく。

第58条（新聞会の総会の成立） 総会は学友会規約第13条に基き成立し、その過半数の

賛成で決議する。

第59条（新聞会の総会の任務） 総会は活動報告、会計の予算及び決算の承認を学生大会の承認を得た後に行う。

第60条（新聞会の権限） 本会は編集権を有し、その方針は編集局内において決定される。

第61条（新聞の配布） 新聞は所定の手続きで全会員に配布する。

第62条（新聞会の予算） 本会の予算は、新聞会費・運営費及び広告掲載料その他雑収入をもってこれに充てる。

第63条（新聞会費） 新聞会費は1ヵ年500円とし、新聞会費として学友会費と同時に納入する。

第64条（新聞会の役員を選出） 新聞会の役員は、別に定める規約に従い選出される。

第65条（学友会と新聞会の関係） ① 新聞会が活動不能となったとき、学友会は新聞会の権限及び財産の管理を行う。

② 学友会は、前項活動のために新聞会準備室を設置する。

③ 新聞会準備室が設置された場合、新聞会は休止したとみなす。

④ 新聞会準備室は、本規約第11条第8号に基づく学生大会の附属機関とする。

第66条（新聞会規約） 新聞会に関する規約を別に定める。

第8章 学部（学群）別自治会

第67条（学部及び学群別自治会の地位） 学部（学群）別自治会は当該学部生の自治により学問の自由を確保し、学園の民主化を期し会員の相互の親睦と学園生活の向上充実を図る機関である。

第68条（学友会と学部及び学群別自治会の関係） ① 学部（学群）別自治会は学友会の一構成機関であるが、学友会は各学部（学群）自治会の独自性を尊重する。

② 学部（学群）自治会が活動不能となったとき、学友会は当該学部（学群）自治会の権限及び財産の管理を行う。

③ 学友会は、前項活動のために当該学部（学群）自治会準備室を設置する。

④ 学部（学群）自治会準備室が設置された場合、当該学部（学群）自治会は解散したとみなす。

⑤ 学部（学群）自治会準備室は、本規約第33条第3号に基づく中央執行委員会の附属機関とする。

第69条（連絡会議） 学友会は各自治会との意思疎通を図る為連絡会議をもつ。

第70条（活動保障） 学友会は各自治会の活動を保障する為に会員1人当たり100円を各自治会へ交付しなければならない。ただし、この交付期間は各自治会が自治会費徴収能力を確立するまでとする。

第9章 クラス会

第71条（クラス会の地位） クラス会は大学の定めるクラスごとに設置され、学友会規約の範囲内で議決し執行する自治組織である。

第72条（クラス会の構成員） クラス会は各クラスの会員をもって構成される。

第73条（クラス会の役員） クラス会の役員は以下のとおりである。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 選挙管理委員（若干名）
- (4) その他の委員

第74条（クラス会の役員の任務） クラス会の役員の任務は、次のとおりである。

- (1) 削除
- (2) 削除

- (3) 選挙管理委員は、選挙管理委員会に所属する。
- (4) その他、設置時にその任務を定める。

第10章 規約改正

- 第75条（学友会規約の改正及び修正） ① 本規約の改正は中央執行委員会の発議、もしくは全会員5分の1以上の連署要求により学生大会で審議され、出席会員の3分の2以上の同意を得て行われる。
- ② 本規約にある団体等の名称に変更があった場合、中央執行委員会が提案し、学生大会の承認を得て修正される。

第11章 補則

- 第76条（年度） ① 本会の年度は、1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- ② 年度を次のように分ける。

前期 1月1日から6月30日まで

後期 7月1日から12月31日まで

- 第77条（役員） ① 本会の役員は、次のとおりである。

- (1) 執行委員長、中央執行委員会副委員長、同書記長
- (2) 選挙管理委員会委員長、会計監査委員会代表委員
- (3) 体育会会長、文化会会長
- (4) 大学祭実行委員会実行委員長、同副実行委員長、同事務局長
- (5) 新聞会長

- ② 執行委員長は、各機関の活動の相互調整を行うため、本会役員からなる学友会役員会議を開催する。

- 第78条（役員の任期に関する補則） ① 役員任期が満了した時に後任者が決定していない場合、後任者が決定するまで暫定的にその職務を果たさなければならない。

- ② 補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

- ③ 役員が会員資格を失った場合、直ちに失職する。

第79条（削除）

第80条（削除）

- 第81条（学友会活動に関する規定） 学友会の諸活動に関して必要な規則、細則を別に定める。

- 第82条（規定に定める業務） 各会役員は本会規約及び規則、細則の定める業務を遂行しなければならない。

- 第83条（顧問） 本会活動の質的向上のために、各機関に顧問を置くことができる。

- 第84条（賞罰） ① 本会の発展または事業に特に功労のあったものに対して表彰することができる。

- ② 本規約に反し、または本会の秩序を乱し、その他本会の名誉を傷つける行為をなしたものは罰せられることがある。

- ③ 賞罰に関する詳細を別に定める。

附 則

- 第1条（施行日） 本規約は、1965年（昭和40年）11月19日から施行する。

- 第2条（規約の原本） ① 本規約の原本を執行委員長が作成し、中央執行委員会が保管する。

- ② 執行委員長は、本規約の謄本を選挙管理委員会、会計監査委員会、体育会、文化会、大学祭実行委員会、新聞会に配付する。

附 則（改正施行日）

本規約は、1995年（平成7年）5月23日から改正施行する。

附 則（改正施行日）

本規約は、2006年（平成18年）11月24日から改正施行する。

附 則（改正施行日）

本規約は、2007年（平成19年）6月9日から改正施行する。

附 則（改正施行日）

本規約は、2008年（平成20年）11月27日から改正施行する。

附 則（改正施行日）

本規約は、2009年（平成21年）6月5日から改正施行する。

附 則（改正施行日）

本規約は、2011年（平成23年）11月30日から改正施行する。

附 則（改正施行日）

本規約は、2018年（平成30年）6月2日から改正施行する。

附 則（改正施行日）

本規約は、2019年（令和元年）11月28日から改正施行する。